

鳥取県政務活動費交付条例

(平成 13 年 3 月 28 日 鳥取県条例第 9 号)
最終改正 平成 29 年 3 月 28 日 鳥取県条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定め、鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする。

(政務活動費の交付対象)

第 2 条 県は、この条例の目的を達成するため、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）に対し、政務活動費を交付する。

(政務活動費の額等)

第 3 条 政務活動費の額は、月額 25 万円とする。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月の 10 日（その日が県の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日。以下同じ。）に、当該四半期に属する月（当該四半期の途中で議員の任期満了の日があるときは、その日の属する月の翌月以降の月を除く。）の分を一括して交付する。ただし、四半期の途中から議員の任期が始まるときは、議員の任期が始まる日の属する月（以下「任期開始月」という。）の翌月（議員の任期が始まる日が月の初日であるときは、任期開始月）の 10 日に、その月以降の当該四半期に属する月の分を一括して交付する。

3 月の途中で議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合におけるその月の分の政務活動費については、これらの事由が生じなかったものとみなす。この場合において、議員がその月の翌月以降の分の政務活動費の交付を受けているときは、速やかに、当該政務活動費を県に返還しなければならない。

(政務活動費の使途等)

第 4 条 議員は、政務活動費を、県政に関する調査研究その他議会の審議能力の強化に資するため必要な経費であって、別表に定めるものに充てなければならない。

2 議長は、政務活動費の使途及び支出手続に関する指針を定めるものとする。

3 議員は、政務活動費の執行に当たっては、前項の指針を尊重しなければならない。

(収支報告書の提出等)

第 5 条 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）に、当該収支報告書の内容を証する領収書その他の書類（以下「証拠書類」という。）の写しを添えて、年度終了日（その日前に任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日）の翌日から起算して 30 日以内に、議長に提出しなければならない。

(1) 政務活動費の総額

(2) 政務活動費を充てた支出について、その総額及び別表に定める使途区分ごとの金額

2 議員は、その年度に交付を受けた政務活動費のうち支出に充てない残額が生じたときは、前項の規定による収支報告書の提出後速やかに、当該残額を県に返還しなければならない。

ない。

(収支報告書の調査)

第6条 議長は、政務活動費の適正な執行を図るため、前条第1項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、地方自治法第138条第3項に規定する事務局長に行わせるものとする。

(証拠書類の整備等)

第7条 議員は、証拠書類を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。

3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日から始める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第39号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(適用)

3 改正後の鳥取県政務調査費交付条例及び鳥取県情報公開条例の規定は、平成16年度に交付される政務調査費から適用する。

附 則（平成18年条例第84号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の鳥取県政務調査費交付条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定は平成 19 年度に交付される政務調査費から、新条例第 6 条の規定は平成 18 年度に交付される政務調査費から適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった者に係る政務調査費については、なお従前の例による。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

4 鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の鳥取県情報公開条例第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後に提出される証拠書類の写しの開示について適用し、同日前に提出された証拠書類の写しの開示については、なお従前の例による。

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

6 鳥取県議会情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成 20 年条例第 62 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定（第 7 条の規定を除く。）、第 2 条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の規定及び第 3 条の規定による改正後の鳥取県政務調査費交付条例の規定は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年条例第 92 号）

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日〔平成 25 年 3 月 1 日〕から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の鳥取県政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後の四半期の最初の月の 10 日に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

3 鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

[次のよう] 略

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

- 4 鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成28年鳥取県条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

- 2 略

(鳥取県議会情報公開条例の一部改正)

- 3 鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成29年鳥取県条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。

別表(第4条、第5条関係)

用途区分	内容
調査研究費	実地調査及び調査委託に要する経費
研修費	研修会等への参加に要する経費
会議費	各種会議の開催に要する経費
資料作成費	資料の作成に要する経費
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費
広報費	広報活動に要する経費
事務所費	事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	事務遂行に要する経費
人件費	補助する職員の雇用に要する経費